

第一種  
フロン類  
充填・回収  
業者向け

フロン回収・破壊法

## 改正のポイント(平成27年4月～)

フロン回収・破壊法が改正され、業務用エアコン・冷蔵冷凍機器へフロン類の充填を行う場合にも、**都道府県知事の登録が必要になります。**

また、法律の名称も「**フロン排出抑制法**」に変わります。(H27.4月～)

### ● 第一種フロン類充填・回収業の登録申請をしましょう。

- ・知事の登録を受けた「**第一種フロン類充填・回収業者**」のみ、機器にフロン類を充填できます。
- ・現在、**第一種フロン類回収業**の登録を受けていない方は、**平成27年9月30日**までに、充填を行う場所の**都道府県**に登録申請をしましょう。
- ・現在、「**第一種フロン類回収業**」の登録を受けている方は、「**第一種フロン類充填・回収業者**」に**自動移行**されます。

※登録を受けずに充填・回収を行うと、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の対象となることがあります。

### ● 充填に関する基準が定められました。

- ・充填前確認（機器の記録簿、機器からのフロン類の漏えいの有無の確認等）が必要です。
- ・機器の修理後にフロン類を充填することが原則となります。
- ・機器に適合したフロン類（冷媒番号）を充填しなければなりません。
- ・フロン類の充填方法等について、十分な知見を有する者が充填するか立ち会いが必要となります。

### ● 回収量に加えて充填量も記録し、毎年度、知事に報告が必要です。

- ・**充填記録**（修理時・新規据付時ごとの充填したフロン類の種類・量・第一種特定製品の台数）
- ・**回収記録**（回収したフロン類の種類・量・第一種特定製品の台数・回収したフロン類の引渡し先）
- ・**年度終了後45日以内**に、**前年度の充填量・回収量**を知事に報告する必要があります。

※充填・回収の記録を保存しなかった場合、罰則（20万円以下の罰金）の対象となることがあります。

※前年度の充填量・回収量を知事に報告しなかった場合、罰則（20万円以下の罰金）の対象となることがあります。

### ● 回収したフロン類は、「破壊許可業者」、「再生許可業者」又は「規則第49条認定業者（旧：規則7条認定業者）」に引渡しましょう。

- ・平成27年4月以降、許可を有しない「再利用する者」への引渡しはできません。

### ● 引取証明書に加えて、充填・回収証明書、再生証明書、破壊証明書が導入されます。

- ・機器を整備したときは、**充填・回収証明書**を発行し、機器管理者等へ交付
- ・機器を廃棄したときは、**引取証明書**を発行し、機器管理者等へ交付
- ・回収したフロン類が再生されたときは、再生業者が発行した**再生証明書**を、機器管理者等へ回付
- ・回収したフロン類が破壊されたときは、破壊業者が発行した**破壊証明書**を、機器管理者等へ回付

※各種証明書は適正に機器管理者に交付・回付しましょう。